

第10章 外資規制業種

1. 規制 43 業種

外国人事業法では、3 カテゴリー計 43 業種が列記されており、それらの業種に対する外国資本が 50%以上の企業による事業を規制している（図表 10-1）。

図表 10-1 外国人事業法による規制 43 業種

<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種 特別な理由による禁止（9業種）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 新聞・ラジオ放送・テレビ放送の事業</td></tr> <tr><td>(2) 稲作・植林・農業</td></tr> <tr><td>(3) 畜産</td></tr> <tr><td>(4) 林業・天然木材加工</td></tr> <tr><td>(5) 漁業（タイ近海・排他的経済水域内に限る）</td></tr> <tr><td>(6) タイ薬草の採取</td></tr> <tr><td>(7) タイの骨董品又は国の歴史的価値のある物の取引・競売</td></tr> <tr><td>(8) 仏像及び僧鉢の製造・鋳造</td></tr> <tr><td>(9) 土地取引</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第2種 原則禁止（13業種）（但し、閣議の承認のもと、商務大臣の許可を得た場合は参入可能）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国家の安全又は保障に関する事業</td> </tr> <tr> <td>(1) (a) 銃器、銃弾、火薬、爆発物、(b) それらの部品、(c) 軍事用の兵器、船舶、飛行機、車両、(d) すべての戦争用の装置・部品の製造・販売・補修</td> </tr> <tr> <td>(2) 国内陸上、海上、航空運輸（国内航空事業を含む。）</td> </tr> <tr> <td>芸術・文化・伝統・民芸品等に影響を与える事業</td> </tr> <tr> <td>(3) タイの骨董品・民芸品等の取引</td> </tr> <tr> <td>(4) 木彫品の製造</td> </tr> <tr> <td>(5) 養蚕・タイ絹糸製造・タイ絹織布製織・タイ絹織物捺染</td> </tr> <tr> <td>(6) タイ楽器の製造</td> </tr> <tr> <td>(7) 金銀製品、ニエロ細工、黒金象眼、青銅製品、漆器の製造</td> </tr> <tr> <td>(8) タイ文化・美術を象徴する陶器や磁器の製造</td> </tr> <tr> <td>環境・天然資源に影響を与える事業</td> </tr> <tr> <td>(9) サトウキビからの製糖</td> </tr> <tr> <td>(10) 非海塩の塩田を含む塩田の事業</td> </tr> <tr> <td>(11) 岩塩の製造</td> </tr> <tr> <td>(12) 岩石爆破・砕石を含む鉱業</td> </tr> <tr> <td>(13) 家具及び家庭用品の製造に係る木材加工</td> </tr> </tbody> </table>	第1種 特別な理由による禁止（9業種）	(1) 新聞・ラジオ放送・テレビ放送の事業	(2) 稲作・植林・農業	(3) 畜産	(4) 林業・天然木材加工	(5) 漁業（タイ近海・排他的経済水域内に限る）	(6) タイ薬草の採取	(7) タイの骨董品又は国の歴史的価値のある物の取引・競売	(8) 仏像及び僧鉢の製造・鋳造	(9) 土地取引	第2種 原則禁止（13業種）（但し、閣議の承認のもと、商務大臣の許可を得た場合は参入可能）	国家の安全又は保障に関する事業	(1) (a) 銃器、銃弾、火薬、爆発物、(b) それらの部品、(c) 軍事用の兵器、船舶、飛行機、車両、(d) すべての戦争用の装置・部品の製造・販売・補修	(2) 国内陸上、海上、航空運輸（国内航空事業を含む。）	芸術・文化・伝統・民芸品等に影響を与える事業	(3) タイの骨董品・民芸品等の取引	(4) 木彫品の製造	(5) 養蚕・タイ絹糸製造・タイ絹織布製織・タイ絹織物捺染	(6) タイ楽器の製造	(7) 金銀製品、ニエロ細工、黒金象眼、青銅製品、漆器の製造	(8) タイ文化・美術を象徴する陶器や磁器の製造	環境・天然資源に影響を与える事業	(9) サトウキビからの製糖	(10) 非海塩の塩田を含む塩田の事業	(11) 岩塩の製造	(12) 岩石爆破・砕石を含む鉱業	(13) 家具及び家庭用品の製造に係る木材加工	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3種 原則禁止（21業種）（但し、外国人事業委員会の承認のもと、商務省事業開発局の許可を得た場合は参入可能）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争力が十分ではないタイ企業の保護の観点から</td> </tr> <tr><td>(1) 精米及び製粉</td></tr> <tr><td>(2) 漁業（養殖）</td></tr> <tr><td>(3) 植林</td></tr> <tr><td>(4) 合板、ベニア板、チップボード、ハードボードの製造</td></tr> <tr><td>(5) 石灰製造</td></tr> <tr><td>(6) 会計サービス</td></tr> <tr><td>(7) 法律サービス</td></tr> <tr><td>(8) 建築サービス</td></tr> <tr><td>(9) エンジニアリングサービス</td></tr> <tr><td>(10) 建築業（但し、一部例外あり）</td></tr> <tr><td>(11) 仲介業・代理店業（但し、一部例外あり）</td></tr> <tr><td>(12) 競売による販売（但し、一部例外あり）</td></tr> <tr><td>(13) 伝統的農産物又は法律で禁止されていない農産物の国内取引（タイでの農産物を受渡しが無い、タイ農産物商品先物取引所における農産物先物の取引を除く）</td></tr> <tr><td>(14) 資本金1億バーツ未満又は1店舗あたりの資本金2000万バーツ未満のあらゆる物品の小売業</td></tr> <tr><td>(15) 1店舗あたりの資本金が1億バーツ未満のあらゆる物品の卸売業</td></tr> <tr><td>(16) 広告業</td></tr> <tr><td>(17) ホテル業（マネジメントサービスを除く）</td></tr> <tr><td>(18) 旅行代理店</td></tr> <tr><td>(19) 食品・飲料の販売</td></tr> <tr><td>(20) 植物の栽培・繁殖・品種改良</td></tr> <tr><td>(21) その他サービス業（省令で定めるものを除く）</td></tr> </tbody> </table>	第3種 原則禁止（21業種）（但し、外国人事業委員会の承認のもと、商務省事業開発局の許可を得た場合は参入可能）	競争力が十分ではないタイ企業の保護の観点から	(1) 精米及び製粉	(2) 漁業（養殖）	(3) 植林	(4) 合板、ベニア板、チップボード、ハードボードの製造	(5) 石灰製造	(6) 会計サービス	(7) 法律サービス	(8) 建築サービス	(9) エンジニアリングサービス	(10) 建築業（但し、一部例外あり）	(11) 仲介業・代理店業（但し、一部例外あり）	(12) 競売による販売（但し、一部例外あり）	(13) 伝統的農産物又は法律で禁止されていない農産物の国内取引（タイでの農産物を受渡しが無い、タイ農産物商品先物取引所における農産物先物の取引を除く）	(14) 資本金1億バーツ未満又は1店舗あたりの資本金2000万バーツ未満のあらゆる物品の小売業	(15) 1店舗あたりの資本金が1億バーツ未満のあらゆる物品の卸売業	(16) 広告業	(17) ホテル業（マネジメントサービスを除く）	(18) 旅行代理店	(19) 食品・飲料の販売	(20) 植物の栽培・繁殖・品種改良	(21) その他サービス業（省令で定めるものを除く）
第1種 特別な理由による禁止（9業種）																																																			
(1) 新聞・ラジオ放送・テレビ放送の事業																																																			
(2) 稲作・植林・農業																																																			
(3) 畜産																																																			
(4) 林業・天然木材加工																																																			
(5) 漁業（タイ近海・排他的経済水域内に限る）																																																			
(6) タイ薬草の採取																																																			
(7) タイの骨董品又は国の歴史的価値のある物の取引・競売																																																			
(8) 仏像及び僧鉢の製造・鋳造																																																			
(9) 土地取引																																																			
第2種 原則禁止（13業種）（但し、閣議の承認のもと、商務大臣の許可を得た場合は参入可能）																																																			
国家の安全又は保障に関する事業																																																			
(1) (a) 銃器、銃弾、火薬、爆発物、(b) それらの部品、(c) 軍事用の兵器、船舶、飛行機、車両、(d) すべての戦争用の装置・部品の製造・販売・補修																																																			
(2) 国内陸上、海上、航空運輸（国内航空事業を含む。）																																																			
芸術・文化・伝統・民芸品等に影響を与える事業																																																			
(3) タイの骨董品・民芸品等の取引																																																			
(4) 木彫品の製造																																																			
(5) 養蚕・タイ絹糸製造・タイ絹織布製織・タイ絹織物捺染																																																			
(6) タイ楽器の製造																																																			
(7) 金銀製品、ニエロ細工、黒金象眼、青銅製品、漆器の製造																																																			
(8) タイ文化・美術を象徴する陶器や磁器の製造																																																			
環境・天然資源に影響を与える事業																																																			
(9) サトウキビからの製糖																																																			
(10) 非海塩の塩田を含む塩田の事業																																																			
(11) 岩塩の製造																																																			
(12) 岩石爆破・砕石を含む鉱業																																																			
(13) 家具及び家庭用品の製造に係る木材加工																																																			
第3種 原則禁止（21業種）（但し、外国人事業委員会の承認のもと、商務省事業開発局の許可を得た場合は参入可能）																																																			
競争力が十分ではないタイ企業の保護の観点から																																																			
(1) 精米及び製粉																																																			
(2) 漁業（養殖）																																																			
(3) 植林																																																			
(4) 合板、ベニア板、チップボード、ハードボードの製造																																																			
(5) 石灰製造																																																			
(6) 会計サービス																																																			
(7) 法律サービス																																																			
(8) 建築サービス																																																			
(9) エンジニアリングサービス																																																			
(10) 建築業（但し、一部例外あり）																																																			
(11) 仲介業・代理店業（但し、一部例外あり）																																																			
(12) 競売による販売（但し、一部例外あり）																																																			
(13) 伝統的農産物又は法律で禁止されていない農産物の国内取引（タイでの農産物を受渡しが無い、タイ農産物商品先物取引所における農産物先物の取引を除く）																																																			
(14) 資本金1億バーツ未満又は1店舗あたりの資本金2000万バーツ未満のあらゆる物品の小売業																																																			
(15) 1店舗あたりの資本金が1億バーツ未満のあらゆる物品の卸売業																																																			
(16) 広告業																																																			
(17) ホテル業（マネジメントサービスを除く）																																																			
(18) 旅行代理店																																																			
(19) 食品・飲料の販売																																																			
(20) 植物の栽培・繁殖・品種改良																																																			
(21) その他サービス業（省令で定めるものを除く）																																																			

2. 現地調達比率規制

タイにおいては現地調達比率についての一般的な規制はないが、次のような措置を講じることにより、現地調達比率の向上に努めている（図表 10-2）。

図表 10-2 現地調達比率の向上のための措置

1	原材料・部品・完成品の種類別に輸入関税率に恩典の差を設けて誘導
2	投資奨励業種の認可要件として、収益の付加価値率20%を要求（但し、電子・電子部品産業、農業及び農産品加工産業、コイルセンターについては付加価値率10%を要求）
3	BOIによる、国内産業保護の目的での特定の物品に対する輸入税又は輸入制限の設定
4	BOIは、投資奨励恩典を付与するに際し、原材料・部品等の国産品使用を求めない
5	BOIの奨励対象者によって行われる事業の種類によって恩典を区分
6	政府調達にあたって特定の企業及び個人からの国産品の調達を促進

（出所）BOI 資料より作成

ひとくちメモ 2： 中小企業向け賃貸工場

主要工業団地内には賃貸工場（レンタル工場ともいう）があり、直ぐに生産を開始したい、あまり大きな敷地はいらぬといった中小企業には便利。タイの専門会社が工業団地内の土地を購入して賃貸工場を運営するケースと、工業団地運営会社が自ら手掛けるケースがある。いずれも工業団地管理事務所で紹介してくれる。工場内には、事務所、駐車場のほか、簡素であるが販売用店舗、住居スペース、食堂等が整備されているものもある。利用にあたっては権利の範囲、ユーティリティ負担の要否、追加コストの要否等を確認することが大切。増設対応が難しいこと、5年以上操業した場合にコスト的に割高になることもある点に注意が必要。買い取り特約を付けることもできる。

なお、工業団地運営会社から、法改正・運用方法等の変更に関する有益な情報が提供されることはあまり期待できない。日本企業は、タイ人労働者を通じて、法改正に関する情報を得ることが多いが、工業団地運営会社に問い合わせても適切な情報を確認できるとは限らない。そのため、法令改正等の正確な情報に関しては、操業後も引き続き自ら情報収集する必要がある。



レンタル工場の並ぶ工業団地の一角